

令和5年6月21日 役員会決定
令和6年1月10日改正 役員会決定

東海国立大学機構の広報方針

1. はじめに

東海国立大学機構（以下、東海機構）は、岐阜大学と名古屋大学（以下「両大学」という。）が我が国初の国立大学法人同士の経営統合を行い、一つの法人が複数の国立大学を経営するという形で2020年4月に誕生した。東海機構は、2つの総合大学の法人統合が国立大学の先駆的な挑戦であることから、我が国の大学改革のモデルとなる使命がある。このため、統合により生まれた効果や成果を広く社会に発信し、広報活動を通じて、高等教育の将来像を念頭に、国民との間でコミュニケーションを図らなければならない。以上の目的により、東海機構の広報活動を展開するにあたって、基本的な方針や考え方を以下の通り定める。

2. 東海機構のミッション・ビジョン・バリュー

（1）ミッション

「Make New Standards for The Public」

東海機構が知とイノベーションのコモンズとして、常に国立大学の新たな形を追求し、地域と人類社会の進歩に貢献し続けることを存在意義とする。

（2）ビジョン（東海機構ビジョン2.0）

「知とイノベーションのコモンズとして、地域と人類の課題解決に貢献する新たな国立大学を確立」

岐阜大学は日本トップクラスの地域の中核大学を、名古屋大学は世界と伍する研究大学を目指す。東海機構は、それらの取り組みを全面支援するとともに両大学連携による連携拠点支援事業や基盤整備事業、社会連携事業を整備、拡充する。6～10年以内に知とイノベーションのコモンズを実現し、社会の公共財としての新たな国立大学モデルを確立する。

（3）バリュー（行動指針、行動規範）

- ・ 人類社会課題に挑戦を続け、社会に貢献する。
- ・ あらゆるステークホルダーと連帯・連携する大学運営を果たす。
- ・ 常に改革を志す、自由闊達な教育研究環境を実現する。

- ・未来創造に貢献する総合知を創造する。
- ・ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン&ビロッキングを達成する。
- ・感動と喜びのある働き方を実現する。

3. 広報基本方針

東海機構のミッション、ビジョン、バリューに基づき、両大学と連携しながら、国内外のステークホルダーへの効果的な情報発信とツーウェイのコミュニケーションを推進する。前例にとられない新たな広報活動に挑戦し、幅広く社会に東海機構の取り組みを伝え、東海機構の価値に対する理解を促進する広報を目指す。

- (1) 東海機構のミッション、ビジョン、バリューに基づき、東海機構の方針、戦略、取り組み、成果を積極的に発信する。
 - ・東海機構のミッション「Make New Standards for The Public」を社会に浸透させる。
 - ・「『知とイノベーションのコモンズとして、地域と人類の課題解決に貢献する新たな国立大学の確立』を目指す組織」としての認知度を向上させる。
- (2) 情報発信にあたっては、対象となるステークホルダーを明確にし、そのステークホルダーとのツーウェイコミュニケーションを推進し、フィードバックを経営に生かす。
- (3) 構成員に直接関わる重大な情報については、構成員への情報提供を他のステークホルダーより優先して行う。
- (4) 我が国初の1法人複数大学制度による経営統合を実現したフロントランナーとして、また、県をまたいだ統合を実現しているオンリーワンとして、我が国の大学改革の一つのモデルとして位置づけ、そのメリットを訴求する。
- (5) 東海機構が社会の公共財であることを自覚し、両大学の伝統と資産を生かしつつ、広報活動においても両大学との連携を強化していく。
- (6) 本方針を踏まえて両大学の広報方針を定め、広報活動を行うものとする。

4. 広報重点施策

基本方針に基づき、以下の広報施策を重点的に行う。

- ・WEBは世界に開かれた窓であり、東海機構の取り組みや成果は東海機構WEBサイトを通じてタイムリーかつ分かりやすく継続的に情報発信していく。

- ・ プレスリリースや記者会見に際しては、社会的意義を訴求し、メディア向け情報発信を強化する。
- ・ 動画を含む SNS や新たな広報手段の活用に取り組み、広報活動においても先進性を発揮する。
- ・ 東海機構が主体となって発信した情報を両大学においても各大学の WEB サイトや SNS で活用、展開し、一体感のある広報活動を行う。
- ・ 国際的な発信力を高めるため、国際広報の強化に努める。
- ・ 各大学が主体となって実施する広報活動に対し、東海機構はその価値や効果を高めるようにサポートを行う。
- ・ 法人統合の意義や取り組みについて東海機構全ての構成員(教職員、学生)への学内広報を強化し、東海機構のミッション実現への積極的参画と貢献を図る。
- ・ 両大学のステークホルダー（支援者、応援者を含む）の有機的な連携を意識し、一体感を強める広報活動を展開する。

5. その他留意事項

- ・ 緊急事態や重大事故等が発生した際には、構成員及び社会が必要とする情報を迅速かつ的確に発信・提供する。
- ・ 情報の発信に際しては、他人の文章や写真の剽窃、その他著作権を侵害する行為をおこなってはならない。
- ・ 情報の収集や発信に際しては、東海国立大学機構個人情報保護規程を遵守し、個人情報の取扱いに留意するとともに、人権、社会規範、SDGs 対応等についても十分に配慮する。
- ・ 広報活動において留意すべき具体的な事項については、別紙のとおりとする。

以上

別紙

東海機構、両大学での広報活動に際しては、その企画・立案、実施においてお互いのコミュニケーションを十分に行い、それぞれの活動のタイミングや内容を十分考慮した上で、次の点に留意しながら、効果的な情報発信に努める。

- ・ 大学の広報活動においては、東海機構名、ロゴの表示等が露出するよう努める。
- ・ 東海機構の広報活動においては、両大学各々の名称、ロゴの表示等が必ず露出するようにする。
- ・ 東海機構の設立により実現できた取り組みや成果等を各大学においてプレスリリースする際は、東海機構の法人名とともに、東海機構の設立による効果を付記するよう努める。
- ・ 東海機構、両大学の WEB サイトには東海機構、各大学の名前、ロゴが表示され、相互リンクが可能となっていること。
- ・ 東海機構、両大学の WEB サイトのトーン＆マナー（メニュー項目、レイアウト、フォント、カラー）を統一感のあるものにする。
- ・ 広報活動においては可能な限り英語でも発信する。